

平成30年度当初予算調製方針(案)

1 財政状況

- (1) 本県の財政状況は、一般財源収入総額の大幅な伸びが見込めない中、社会保障関係経費が医療・介護の自然増等により引き続き増加を続けていることや、公債費が平成34年度に見込まれているピークに向けて増加傾向にあることに加え、人件費において本県では高齢層職員の割合が高く、退職手当の総額も高い水準にあることなど、これらの構造的な要因により、極めて硬直化した財政状況となっています。
- (2) 平成30年度当初予算に向けて、歳入面では、財政調整のための基金や退職手当債などの臨時一般財源の減額が見込まれるとともに、歳出面では、社会保障関係経費を始めとする義務的な経費が100～120億円程度、引き続き増加すると見込まれるなど、歳入歳出の両面で、より一層深刻な状況にあります。
- (3) また、総務省が平成29年8月31日に発表した「平成30年度の地方財政の課題」では、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」とされている一方で、昨年度まで活用されていた交付税特別会計剰余金が皆減となっていることなどにより、地方交付税が減少している状況にあることから、地方の安定的な行財政運営に必要な地方交付税総額の確保については、年末の平成30年度地方財政対策の決着に向けて、予断を許さない状況にあります。

2 当初予算調製の基本的な考え方

- (1) このような中で、平成30年度は、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の折り返しとなる3年目にあたり、目標達成に向けた重要な年であることから、その実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、「平成30年度三重県経営方針(案)」をふまえ、予算編成を行います。

- (2) より一層深刻な財政状況にある中で、第二次行動計画の取組を着実に進めていくためには、三重県財政の健全化を早急に進め、持続可能な行財政運営を維持していくことが重要です。

このため、平成30年度においては、「第二次三重県行財政改革取組」を引き続き推進するとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に沿って、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざし、より一層の歳入確保に取り組むとともに、経常的支出を段階的に引き下げていくなど、歳出構造の抜本の見直しを進めます。

- (3) 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営に向けて、平成30年度においても、引き続き県債発行の抑制に努め、県債残高を減少させていきます。

- (4) 「平成30年度三重県経営方針（案）」における、「重点取組の考え方」に基づく取組についても、それぞれ必要な予算上の対応を行います。

- (5) 国の予算や地方財政計画等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じて、所要の対応を行っていきます。

平成30年度当初予算要求にあたっての基本的事項について

平成30年度当初予算の編成は、「平成30年度当初予算調製方針」に示した考え方に基づき、具体的には下記の事項に留意して見積書の作成を行ってください。

なお、より一層深刻な財政状況をふまえ、所要額で要求できる経費も含めて全ての事業の要求にあたっては、必要性・緊要性等の検証を一層徹底するとともに、市町や民間団体等との役割分担を十分に整理した上で、例年以上に厳しく要求金額を精査し、特定財源の確保に努め、必要最小限の要求とすること。

記

第1 基本的事項

(予算の性格)

- 1 予算は、「年間総合予算」とする。

(予算要求基準)

- 2 限られた財源を的確に配分しメリハリのある予算を実現するため、予算要求基準については以下のとおりとする。

- (1) 政策的経費については、以下に定める区分に応じて、それぞれ定める対前年度比率を乗じた額（一般財源ベース）の範囲内で要求すること。
 - ① 平成29年度当初予算の政策的経費と、特定政策課題枠のうち平成30年度においても継続的に実施する必要がある事業費 80%
 - ② 平成29年度当初予算の大規模臨時的経費等のうち、既に経常的な経費となっているものなどで別途示す経費 100%
- (2) 人件費、社会保障関係経費、公債費、税込関連交付金等、繰出金等、庁舎管理経費等、個別検討項目（私学助成、商工会等助成、高等学校運営費）については、十分精査した上で、必要最小限の経費で要求すること。

なお、庁舎管理経費等については、別途、要求上限額を示すので、その範囲内で要求すること。
- (3) 大規模臨時的経費については、これまで以上に、厳しく抑制していく必要があり、要求にあたっては、必要性・緊要性等の検証を徹底すること。そのうえで、必要性が一定認められるものでも緊要性が低いものについては、県民生活に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り次年度以降に先送りするものとし、緊要性が高く、かつ真に必要なものについてのみ、全体計画など後年度の負担を十分精査し、必要最小限の経費を適切に見積ること。また、単年度の負担に偏りがなく、可能な限り事業費の年度間調整を図ること。

大規模臨時的経費として要求する全ての事業については、別紙に示す「大規模臨時的経費として要求する事業の分類区分」に掲げる区分を付すこと（予算調製過程における優先度判断の参考資料として活用）。

なお、経常的な支出にかかる事業（終期が明確でないもの）や、臨時的であっても小規模な事業については、大規模臨時的経費の対象とはしないので留意すること。

(4) 「平成30年度三重県経営方針（案）」における、「重点取組の考え方」に基づく取組については、平成30年度特定政策課題枠として、それぞれ政策的経費とは別に要求できるものとする。ただし、平成29年度と同様の項目については、平成29年度当初予算額から極力経費を抑えて要求すること。

(5) (1)～(4)に関わらず、公共事業については、「平成30年度三重県経営方針（案）」における「重点取組の考え方」に基づく取組も含め、平成29年度当初予算（一般財源ベース）の100%以内での要求ができるものとする。

なお、歳出構造の抜本的な見直しの一つとして公債費や投資的経費の抑制を図ることとしているため、公共事業についても所要の調整を行うことに留意すること。

(6) 県債残高を減少させていく目標に向けて、県債についても要求上限額を設定することとし、原則として、平成29年度当初予算額（行政改革推進債を除く。）を下回る額で要求すること。

(7) 平成29年度12月補正予算で事業の効率的な執行等（事業の休止を含む。）により節減を行った額については、(1)に記述した政策的経費又は(5)の公共事業の要求上限額に上乗せして要求できるものとする。

(事業成果等の明確化)

3 要求にあたっては、これまでの事業の成果を十分に検証するとともに、当該事業が具体的にどのような成果や効果を狙っているのか明確にした上で、要求すること。

(主担当部局との調整)

4 要求にあたっては、あらかじめ各施策の要求内容をそれぞれの主担当部局へ報告し、必要な調整を行ったうえで、見積書を提出すること。

(事務事業の見直し等)

5 以下の事項について、特に留意して徹底した事務事業の見直し等に努めること。

(1) 事務事業の見直し

① 全ての事務事業について、「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から点検し、徹底した事務事業の見直しを行うこと。中でも、「緊要性」が乏しい事業については、厳しく見直しを行うこと。

- ② 官と民、県と市町との役割分担の観点から十分検討したうえで、県関与の必要性が薄れつつある事業については、一定期間の後、廃止すること。
- ③ 3年以上にわたり実施している事業のうち、成果をあげ、当初の目的を達成しているものや、活用実績が低調又はニーズが低いものについては、廃止、休止など思い切った見直しを行うこと。
- ④ 人件費を含めたフルコストで費用対効果を測ることを徹底したうえで、費用対効果を十分発揮していると言い難いものについては、抜本的な見直しを行うこと。
- ⑤ 他の都道府県と比較し高額になっている経費や、事業規模の大きいものについては、現下の財政状況をふまえ、その規模や水準を厳しく精査すること。
- ⑥ 終期が設定されていない事業については、法令義務等のものを除き、上記①から⑤までの視点による見直しを検討したうえで、当面継続とする場合でも、終期（原則3年）を必ず設定すること。
- ⑦ なお、事務事業の見直しにより、市町等に影響のある事業の廃止・見直し（補助金の削減を含む）を行う場合には、時機を逸することなく市町をはじめ関係者に対して丁寧な説明と十分な協議、調整を行うこと。
- ⑧ 要求する事務事業の本数については、上記①から④までの視点による見直しにより、平成29年度当初予算の事業本数を下回るようにすること。

（2）新規事業の要求

新規事業の要求にあたっては、事業の必要性や効果、発生するコストや業務量等について十分検討し、その事前評価結果を明らかにするとともに、行政が担う領域かどうか、さらに、県と市町の役割分担をふまえ、県が担う領域かどうかを明確にすること。そのうえで、真に必要と判断されるものについては、必要最小限の業務量・経費とするとともに、必ず終期設定（原則3年間）を行うこと。

なお、一義的には市町や民間が担うべき分野について、広域自治体である県が先導的・過渡的なものへの初期的対応として関与するとしたとしても、本来担うべき主体が相応の負担をすることが原則であり、県が必要以上の負担をすることは厳に慎むこと。

（3）公債費・投資的経費の抑制等

- ① 投資的経費については、事業の緊要性・優先度や投資効果等を十分に検討するとともに、事業実施後の成果についても十分な評価を行い、県民ニーズに基づいたより一層の重点化を図りつつ、当面はその総額を抑制すること。

- ② 県有施設（ハコ物）については、着手済みのものを除き、原則として新たなもの（建替を含む）の着手を当面見合わせることに。
- ③ 公債費負担の抑制を図るため、新規発行の県債については、適切な範囲において、より長い償還期間とするとともに、借換債については、当面、その償還期間を可能な限り延長すること。
- ④ 公共事業については、取引の実勢をふまえた適正な労務単価や資材単価を考慮しつつ、コストとともに品質を重視した総合的なコスト構造改善に取り組み、効率的・効果的な事業実施を図ること。

（4）県単独補助金の見直し

県単独補助（負担）金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行うこととし、より一層深刻な財政状況もふまえ、思い切った廃止や休止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること。

- ① 既存の補助金については、経過措置等の激変緩和も考慮したうえで、次の基準に該当するものについて見直しを行うこと。
 - ・ 高率補助金（補助率が2分の1を超えるもの）
 - ・ 零細補助金（個々の市町への交付額が1,000千円未満のもの）
 - ・ 国庫補助事業に対する県単独上乘せ補助金
 - ・ 市町に対する交付税措置のある経費への補助金
 - ・ 県の補助額以上の繰越額、剰余金のある団体への補助金
 - ・ 制度創設から長年経過する中で当初の意義が薄れつつある事業（実績を上げ県の支援の必要性が薄れたものも含む。）
 - ・ 予算額に対して補助実績が低いもの
 - ・ 終期のない補助金
 - ・ 事業規模の大きい県単独補助金
 - ・ 市町や団体に対する県単独補助金の中で、市町村や団体向けの国の直接補助と補助対象が重なり得るもの
- ② 新規の補助金の創設にあたっては、県関与の必要性、緊要性、ニーズ、得られる効果等を十分検討したうえで、真に必要と判断されるものについては、上記①の見直しと整合性を保つとともに、当分の間、原則として全体の補助対象経費に対する県の補助率を3分の1以内とし、必ず終期設定（原則3年間）を行うこと。

加えて、定量目標を定め、より効果的・具体的な評価を実施すること。

(5) 社会保障関係経費の見直し

県単独の助成など裁量の余地のあるものについては、セーフティ・ネットの確保の観点に留意しつつ、県全体の県単独補助金の見直しと歩調を合わせた見直しを行うこと。

また、医療費の抑制に向け、ジェネリック医薬品の使用促進や、重複・頻回受診の抑制に向けた取組の推進、予防・健康増進の取組の促進を積極的に行うこと。

(6) 総人件費の抑制

徹底した業務の廃止・見直し等を行いながら職員数の削減に取り組み、組織のスリム化を図るとともに、働き方を見直すことにより、時間外勤務の削減につなげつつ、さらに、社会経済情勢の変化や国・他府県との均衡などをふまえた人事・給与制度等の見直しを進めることにより、総人件費の抑制を行うこと。

(7) 県有施設の管理運営

県有施設については、廃止や統合を含めた施設のあり方と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しを行うこと。あわせて施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保に取り組むこと。

具体的には、県関与の必要性や施設の更なる有効活用、管理運営方法の見直しの視点に基づいて検討すること。

(8) 民間活力の導入

「民間活力の導入に関するガイドライン」に基づき、事務事業の外部委託化や指定管理者制度の活用等、民間活力の導入を推進することにより、県民サービスの向上、行政の簡素・合理化を積極的に図ること。

なお、継続して外部委託を行っているものについては、委託先、委託業務の内容、委託の効果等について厳しく見直しを行い、効率化に努めること。

(9) 受益者負担の適正化

負担の公正を確保するため、税で賄うべきサービスか、受益者の負担で賄うべきサービスかについて十分検討のうえ、応益負担の原則に基づき、受益者負担の適正化に努めること。

(10) 監査結果及び意見等への的確な対応

監査委員による監査結果及び意見や包括外部監査結果、前年度決算の状況等をふまえ、的確に対応すること。

(国所管法人等への支出について)

6 国の所管法人等に対する支出については、これまでも必要な見直しを行い、金額に見合った便益があると判断したものについて予算措置をしてきたところであるが、費用対効果等の観点から、引き続き見直しを行うこと。

(新規事業に取り組む際のリスク対応)

7 新規事業については、「三重県危機管理実施要領」の「新しい事業に取り組む際のチェックリスト」等を参考に、事業の実施に際してのリスクとその適切な対応を十分検討した上で、予算要求すること。

(事業に伴う市町負担について)

8 市町負担を伴う新規事業等については、当該市町の財政状況等とも密接に関連するため、事業の計画にあたっては、事前に地域連携部市町行財政課の意見を十分聴き取っておくとともに、関係市町と十分、連携・調整の上、予算要求すること。

(国の予算等への対応)

9 予算の見積りにあたっては、国の予算編成や地方財政対策等に基づく制度改正の動向についての的確に把握するとともに、各省庁に対し、提言・要望を積極的に行うこと。

(後年度負担等の把握)

10 計画的な財政運営の確保に向けて、各事務事業の後年度負担を明らかにするよう努めること。特に、新たに人員や予算を必要とする事業（公共事業による施設の整備等を含む。）にあつては、将来の財政負担について十分な検討を加えるとともに、執行体制、管理運営方法等について、計画段階から関係部局等と十分な協議を行い、明確な方針を定めたいえ、要求すること。

(組織機構・定数調整方針との調整)

11 「平成30年度組織機構及び職員定数調整方針」に十分留意のうえ、予算要求を行うこと。
なお、予算編成と組織定数調整作業を連動させていくこととしており、留意すること。

(公社等の財政援助団体に対する指導の徹底)

12 県から出資、補助、貸付等を行っている団体については、簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高いサービスを提供できるよう団体自身の事務事業の見直し、整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主自立を促し、必要最小限の支援にとどめること。

特に、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく対象団体については、団体のあり方や県の関与について見直しを行うとともに、団体への補助金等の予算要求にあたっては、事業の検討を行い、5（4）の県単独補助金の見直しの考え方に沿って、その必要性の有無からゼロベースで見直しを行うこと。

第2 一般会計

1 歳入に関する事項

- (1) 県税収入については、国の税制改正の方向及び今後の経済動向、徴収率向上の取組等を勘案のうえ、的確な判断により見積ること。
- (2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえるとともに、後年度の財源手当にも留意しながら、積極的な活用に努めること。また、国庫支出金の金額については、補助対象事業を精査のうえ、適正に見積ること。
なお、国庫補助負担金等に係る超過負担等については、その解消等を強く国に申し入れること。
- (3) 使用料及び手数料については、3年以上見直していないものや大規模修繕を行うなど所要経費が大きく変動したものについては、見直しの要否を検討すること。
(見直しの視点)
- ・光熱水費や人件費等の所要経費が積算に算入されているか
 - ・他の都道府県の単価や近隣施設の利用料金等と比較して適正か
 - ・所要経費から算出された単価と使用料、手数料単価との間に差がある場合の理由（受益者の応分負担や利用者の見込み等）は適当か など
- (4) 財産収入については、未利用財産等の積極的な売り払いや貸付けを行うこと。
- (5) 見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力増収を図ること。なお、本来収入されるべきものが収入未済となっている場合には、収納促進対策を講じ、適正な収入の確保を図ること。
- (6) 新たな収入源を開拓するために、印刷物の有料化や広告収入の確保（ネーミングライツ、ホームページや印刷物への広告掲載、施設や公用車への広告掲載等）、空きスペースの貸付などを積極的に検討すること。特に、ネーミングライツや広告掲載、自動販売機の設置については、対象とする施設・箇所の拡大に努めること。
また、ふるさと応援寄附金に加えて、民間や財団が提供している助成金や、企業版ふるさと納税制度、クラウドファンディングの積極的な活用など、様々な角度から検討し、多様な財源の確保を行うこと。
- (7) 特定目的基金のうち、活用が積極的に行われていないものについては、早急に活用の方針を検討したうえで、今後の活用の見込みが立たないものは処分すること。
また、特別会計のうち、繰越金の活用が十分でないものについては、国等と調整のうえ、資金収支に影響のない範囲で、一般会計への繰り入れを行うこと。

2 歳出に関する事項

- (1) 普通建設事業については、
- ① 公共事業等の箇所選定にあたっては、他の事業との均衡や投資効果、優先度、事業進度を十分配慮のうえ対処すること。
 - ② 県単事業（補助金を含む。）については、公共事業等他事業との関連を考慮し、投資効果、緊要性を厳しく選択し、地域活性化の積極的支援など政策的効果の発揮に重点を置くこと。
- (2) 出資金、貸付金については、その目的、効果、条件及び実績等制度全般にわたって見直しを行い、統廃合、縮小、サンセット方式の導入を図ること。
特に、収入未済額の多い貸付金については、民間資金が低金利状況であることをふまえて、制度の廃止も含めた見直しを行うこと。
なお、出資金については、他の出資者との均衡にも十分配慮すること。
- (3) 情報システム関連予算については、業務見直しと費用対効果の検証を十分に行ったうえで、行政運営の効率化・行政サービスの向上を確実に見込めるシステムのみ要求すること。ただし、新規のシステム構築については、現下の深刻な財政状況を鑑み、着手済み及び義務的なものを除き、原則として、当面見合わせること。
また、更新時期を迎えた既存のシステムについては、更新ありきではなく、費用対効果の観点から、そもそもの必要性や、市販の汎用ソフトによる代用の可否を含め、ゼロベースで検討すること。
なお、システム化や運用にあたっては、平成28年度に改定された「情報セキュリティポリシー」に則り、情報セキュリティに万全を期すこと。
- (4) 事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の処理能力とを勘案し、受託の適否を判断すること。
さらに、受託する場合は、原則として従事者の人件費、その他関連事務費等を含めた適正な受託額を確保すること。
- (5) 老朽化している船舶や大型車両等の動産は、維持管理費が少なくないことから、その保有台数のあり方や効率的な維持管理の手法について、十分な検討を行うこと。
- (6) 高額物品については、「みえ物品利活用方針」に基づき、既存物品の有効活用を十分図ることとし、物品の更新を必要とする場合であっても、機能の簡素化や規模の縮小ができないのかも含めて厳しく見直したうえで、リースやレンタル、スポット使用等の手法も検討し、必要最小限のものとする。なお、予算要求に際しては、出納局に提出した「物品購入利活用書」を予算見積書に添付すること。

- (7) 債務負担行為については、将来の財政負担を義務づけるものであるので、新規に設定する場合には、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担及び人員増を招かないよう留意すること。

第3 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡を維持することを基本方針とし、上記の「第2 一般会計」の考え方に準じて見積ること。

第4 企業会計

企業会計についても、上記の「第2 一般会計」に準ずることとするが、地方公営企業法の趣旨に則り、経済性の発揮を基本とし、経営状況、今後の見通しについて十分な検討を行い、一般会計との間の負担区分を明確にし、予算の原案を作成すること。

第5 その他

- 1 見積書は、三重県予算調製及び執行規則により各記載項目について十分検討のうえ記入すること。
- 2 各事業の要求にあたっては、オールインワンシステムによる事業マネジメントシート（事務事業）を添付すること。
- 3 新営改築改修費については、各部局において原案を作成し、県土整備部営繕課の技術的意見を聴取して見積ること。
- 4 情報システム関連予算については、「情報システムの予算要求に係る基本方針」に留意し、情報システム審査委員会による審査を必ず受けること。詳細については、別途、三重県情報システム審査委員会からの通知「情報システム関連に係る平成30年度当初予算の予算要求前審査の実施について」を参照のこと。
- 5 物品、公共工事及び役務に係る予算の見積りにあたっては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」及び「みえ・グリーン購入基本方針」を踏まえ、環境への配慮に努めること。
- 6 県有施設の整備や県公共工事の実施等に際しては、「みえ公共建築物等木材利用方針」を踏まえ、積極的な県産材の活用について取り組むこと。

- 7 物品及び役務の調達にあたっては、「三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業及び社会的事業所への優先発注の拡大に努めること。
- 8 各部局からの予算要求状況については、公表を行っていくものとする。

大規模臨時的経費として要求する事業の分類区分

I 義務的度合が高いもの

- ア 法令で義務づけられた経費、及び債務負担行為が設定済みかつ契約済みの経費
 - ※ 法令で義務づけられた経費に関連する経費のうち必須でない経費、及び債務負担行為が設定済みであるが契約済みでない経費は、本区分としないこと。
- イ ア以外で、県有施設の老朽化等に伴う大規模改修・修繕工事にかかる経費
 - ※ 県民の生命・身体にかかわるものなど、極めて緊急度の高いものに限る。

II Iより義務的度合は低い、客観的な基準により真にやむを得ないと判断できるもの

- ア 情報システムにかかる保守期限の到来等に伴う改修経費
 - ※ OSのサポート切れに伴う改修や、機器の故障の頻発等、次年度以降に先送りすることが物理的に不可能であるなど、緊急度の高いものに限ることとし、システムとしては廃止して、市販の汎用ソフトの活用や手作業などの代替手段の可能性を十分検討した上で、やむを得ないものと認められるもの
- イ 第76回国民体育大会・全国障害者スポーツ大会、平成30年度全国高等学校総合体育大会にかかる必要最小限の経費

III その他の事業

- ア 継続事業
- イ 新規事業